

広島県告示第九百二十五号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定によって、二級河川三津大川水系河川整備計画を令和五年三月二十七日に定めた。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課並びに広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦